平成２６年（フ）第５１９号
埼玉県桶川市泉１丁目13番16号　リエス泉106号、旧住所さいたま市桜区道場２丁目１番１―507号
債務者　奥倉　幹将
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５２７号
埼玉県新座市東１丁目16番20号　サンドール ビル202号室
債務者　渡邊　文人
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２３６号
埼玉県坂戸市泉町３丁目26番地８　レオパレスセレブ108号室
債務者　吉田　　正
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２４７号
埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1351番地８
債務者　吉元恵美子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２５５号
埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目26番21号　富士見コーポ105
債務者　片山　志郎
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１２７号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原934番地の27温泉供給Ｆ棟２―１、前住所神奈川県足柄下郡箱根町仙石原216番地の８　フォーリストヴィラ201号
債務者　阿利裕二郎
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１２０号
沖縄県島尻郡南風原町字本部421番地68　Ｄ―27
債務者　上原　一哲
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１３７号
沖縄県糸満市字糸満1449番地の４　稲福アパート201号
債務者　與儀　昌枝
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１３号
北海道稚内市栄１丁目22番３号　ノースパレス101号室
債務者　津嶋　幸道
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで　旭川地方裁判所稚内支部

平成２６年（フ）第４１号
岩手県花巻市石鳥谷町新堀第63地割160番地１
債務者　大原　　忍
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第４３号
岩手県北上市鬼柳町打越212番地　ハイツアゼイリア201号、旧住所岩手県北上市鬼柳町打越47番地４　コーポ田辺５号棟503号
債務者　佐々木　愛（旧姓小関）
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第３３号
福島県南会津郡下郷町大字豊成字上ミ5733番地１、前住所福島県南会津郡南会津町田島字田部原263番地５　町営住宅新田部原団地26棟２号
債務者　室井　好美
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第１０１号
群馬県藤岡市中818番地５
債務者　白井　　均
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２２２号
埼玉県鶴ヶ島市富士見５丁目21番19―206号グランモア若葉
債務者　寺島　絹恵
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２９号
北海道岩見沢市元町２条東９丁目７番地６　エンゼルハイムⅡ202
債務者　山田　裕一
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第１３５号
岩手県紫波郡紫波町桜町字中屋敷47番地20　ＯＳＩマンション202
債務者　鈴木　靖明
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで　盛岡地方裁判所第２民事部